

東京 2020 大会を契機としたバリアフリー化の推進に向けて

意 見 具 申

(案)

令和 2 年 1 0 月

東京都福祉のまちづくり推進協議会

目次

はじめに	3
------	---

第1章 都における福祉のまちづくりのこれまでの進展

1 都における福祉のまちづくりの経緯	4
2 福祉のまちづくり推進計画に基づくまちづくりの推進	5
3 分野別バリアフリー化等の進捗状況	6
（1）誰もが円滑に移動できる交通機関や道路等のバリアフリーの更なる推進	
（2）全ての人が快適に利用できる施設や環境の整備	
（3）災害時・緊急時に備えた安全・安心のまちづくりの推進	
（4）様々な障害特性や外国人等に配慮した情報バリアフリーの推進	
（5）都民等の理解促進と実践に向けた心のバリアフリーの推進	

第2章 国等の動向

1 「障害者権利条約」の批准と国内法の整備	15
2 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」等の改正	15

第3章 東京2020大会を契機としたバリアフリー化の取組

1 東京2020大会を契機とした都の主な取組	17
（1）当事者参画の取組	
（2）大会会場周辺を中心とした施設整備等	
（3）情報バリアフリーの推進に向けた取組	
（4）心のバリアフリーの推進に向けた取組	
2 東京2020大会に向けた国の動向	19
（1）「ユニバーサルデザイン2020行動計画」の策定	
（2）「Tokyo 2020 アクセシビリティ・ガイドライン」の策定	

第4章 バリアフリー化の推進に向けた課題と方向性

1 公共交通機関や道路等におけるハード・ソフト一体的整備のあり方	21
2 生活に身近な建築物等におけるバリアフリー化の推進のあり方	22
3 災害時・緊急時等に備えた安全・安心のまちづくりの推進のあり方	23
4 ICTの活用等による情報バリアフリーの推進のあり方	24
5 共生社会実現に向けた心のバリアフリーの推進のあり方	26

おわりに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・28

参考資料

用語解説・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・○

審議経過等

審議経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・○

第12期東京都福祉のまちづくり推進協議会委員名簿・・・・・・・・○

※ 文章中に（※）のある用語は今後用語解説を付ける予定です。

はじめに

第12期東京都福祉のまちづくり推進協議会では、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京2020大会」という。）を、東京の福祉のまちづくりを飛躍的に進展させるための大変重要な節目と捉え、審議テーマを「東京2020大会の継承すべきレガシーと今後の課題について」と設定して検討を開始した。

しかし、今年2月後半より急激に拡大した新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大に伴い、東京2020大会が来年に延期されることとなった。とはいえ、東京2020大会に向けた取組が、開催決定からこれまでの間に着実に進められてきた事実を評価し、その成果を今後の福祉のまちづくりに最大限活かしていくことが重要である。

この間、国際パラリンピック委員会が公表した「IPCアクセシビリティガイド」に掲げる「公平」「尊厳」「機能性」の3つの基本原則に基づき、「Tokyo 2020 アクセシビリティ・ガイドライン」（以下「東京版ガイドライン」という。）が策定され、都は、この東京版ガイドラインを基に大会準備を進めてきた。同時に、この東京版ガイドラインを活用した環境整備に幅広く取り組むことで、レガシーとして共生社会の実現を目指してきた。

私たちは、これまでに、都立競技施設の整備におけるアクセシビリティ・ワークショップなどで当事者参加の取組を経験し、当事者、都民、事業者、東京都が一体となって推進する東京2020大会レガシーの方向性を確認しつつある。このことは、1964年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会との大きな違いであり、福祉のまちづくりが、この50余年の間で大きく前進した証左である。

今後はハードとソフトの一体的なバリアフリー化を本格的に推進し、東京2020大会に向けたこれまでの作業経験を都や区市町村の福祉のまちづくりに広く展開し、共生社会に向けた基盤を強固にしていくことが求められている。

そこで私たちは、今期の協議会の審議テーマを「東京2020大会を契機としたバリアフリー化の推進に向けて」と再設定し、東京2020大会を契機とした取組状況を踏まえ、現状と課題を整理し、更なるバリアフリー化の推進に向けた福祉のまちづくりの方向性を提言することとした。

本意見具申を踏まえ、東京都や区市町村、事業者等が、東京2020大会を契機としたバリアフリー化の気運を今後に活かし、ユニバーサルデザインの先進都市東京の実現に向けて取組を一層進めていくことを期待する。

東京都福祉のまちづくり推進協議会

会長 高 橋 儀 平

第1章 都における福祉のまちづくりのこれまでの進展

これまで都における福祉のまちづくりは、ハード面のバリアフリー化から始まり、初めからできるだけ多くの人々が利用可能なように都市や生活環境をデザインするユニバーサルデザインの考え方を取り入れ、高齢者や障害者等の当事者の参加も含めて構築してきた。ここでは、都における福祉のまちづくりの歴史的経緯を踏まえ、福祉のまちづくり推進計画に基づくバリアフリー化等の取組状況について確認する。

1 都における福祉のまちづくりの経緯

- 都における福祉のまちづくりは、昭和48年の「身障者のための公園施設設計基準」、昭和51年の「都立施設の障害者向け建築指針」、昭和54年の「視覚障害者誘導ブロック設置指針」の策定などからスタートした。
- 昭和63年に「東京都における福祉のまちづくり整備指針」を策定し、高齢者や障害者を含むすべての人々が、安全かつ快適に施設を利用できるよう公共建築物や公共交通機関、道路、公園などについての具体的な整備基準を初めて定めた。
- 平成7年3月には「東京都福祉のまちづくり条例」（以下「福祉のまちづくり条例」という。）を制定し、不特定かつ多数の人が利用する一般都市施設（※）のうち、種類及び規模により定める特定施設（※）の新設又は改修に当たっては、工事着工前の届出を義務付け、整備基準に基づく整備を推進することとした。
- 福祉のまちづくり条例に基づき設置された、都民、事業者、学識経験者等からなる「東京都福祉のまちづくり推進協議会」（以下「推進協議会」という。）は、平成15年8月の意見具申『「21世紀の福祉のまちづくりビジョン」のあり方について』の中で、年齢や障害の有無・種別にかかわらず、すべての人が利用しやすい都市環境の創造に向けて、ユニバーサルデザイン（※）の考え方を基本とした福祉のまちづくりを推進することの重要性を提言した。
- 平成21年4月、ユニバーサルデザインの考え方を理念とした、新たな福祉のまちづくり条例が施行された。この条例改正により、都市施設（※）のうち、物販・飲食・サービス業など都民が日常生活の中でよく利用する特定都市施設（※）においては、届出が義務付けられる対象が広がり、都民の身近なところでより一層整備が促進されることとなった。

- 東京 2020 大会の開催決定後、様々なオリンピック・パラリンピック関連施策が導入され、都市・施設環境のバリアフリー化の進展、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」という。）の施行や「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（以下「バリアフリー法」という。）の改正等があった。これらの動向を踏まえ、平成 31 年 4 月、福祉のまちづくり条例施行規則の改正を行い、車椅子使用者用観覧席・客席等からのサイトラインの配慮を整備基準に追加した。
- また、「高齢者や障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例」（以下「建築物バリアフリー条例」という。）において、国内で初めて、宿泊施設の一般客室の整備基準を制定したことに伴い、令和元年 9 月、福祉のまちづくり条例施行規則の改正を行い、宿泊施設の一般客室の整備基準を追加した。

2 福祉のまちづくり推進計画に基づくまちづくりの推進

- 現行の福祉のまちづくり推進計画は、年齢、性別、国籍、個人の能力等にかかわらず、全ての人が安全で安心して、かつ、快適に暮らし、訪れることができるユニバーサルデザインの理念に基づいたまちづくりを進めるため、福祉のまちづくり条例第 7 条に基づいて、福祉のまちづくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本となる計画として策定している。
- 東京 2020 大会以降も見据えて、計画事業を着実に推進していくため、計画期間は令和元年度から令和 5 年度までの 5 年間を対象としている。
- 計画では、東京 2020 大会とその先を見据えたユニバーサルデザインの先進都市東京の実現に向け、「誰もが、自分の意思で円滑に移動し、必要な情報を入手しながら、あらゆる場所で活動に参加し、共に楽しむことができる社会」を目標としている。
- また、推進に当たり留意すべき 3 つのポイントとして、「福祉のまちづくりで目指す社会像の共有」、「高齢者や障害者等の当事者の参加と意見の反映」、「都民、事業者、行政等が一体となった取組の推進」を踏まえつつ、一層の施策の充実を図っている。

3 分野別バリアフリー化等の進捗状況

○ 福祉のまちづくり推進計画では、5つの視点に立って、区市町村や事業者、都民とも連携しながら、総合的かつ計画的に施策を進めている。

○ 以下、分野別のバリアフリー化等の進捗状況について確認する。

(1) 誰もが円滑に移動できる交通機関や道路等のバリアフリーの更なる推進

(施策の概要)

全ての人が安全で快適に移動できるよう、地域住民と連携しながら、旅客施設等を中心とした地区等における面的・一体的な整備を推進するなど、交通機関や道路等のバリアフリーの更なる推進を図っている。

ア 交通機関におけるバリアフリー化の推進

・都内鉄道駅（JR・私鉄・メトロ・都営地下鉄）のバリアフリー化の進捗状況

「鉄道駅エレベーター等整備事業」の令和元年度補助実績：8駅

<都内鉄道駅のバリアフリー化の進捗状況>

	令和元年度末の状況		
	全駅数	整備済駅数	整備率 (%)
「エレベーター等による段差解消」の整備状況	757	726	95.9%
「だれでもトイレ」の整備状況（路面電車の駅を除く）	717	694	96.8%
「視覚障害者誘導用ブロック」の整備状況	757	756	99.9%
「ホームドア、可動式ホーム柵」の整備状況	757	346	45.7%

・都内のノンステップバス車両の普及状況

「だれにも乗り降りしやすいバス整備事業」の令和元年度補助実績：20両

都営バスについては、平成24年度に全車両ノンステップ化を完了。

＜都内のノンステップバス車両の普及状況＞

	令和元年度末の状況		
	全車両数	整備済車両数	整備率（％）
民営バス	4,316 両	3,986 両	92.4％
都営バス	1,513 両	1,513 両	100.0％
合計	5,829 両	5,499 両	94.3％

・ユニバーサルデザインタクシー車両の導入支援状況

＜補助実績＞

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
—	3 台	77 台	3,276 台	5,688 台

【取組の成果】

- 都内の鉄道駅については、エレベーター等による段差解消、だれでもトイレ、視覚障害者誘導用ブロック、ホームドア等の整備が進み、バリアフリー化は着実に進展している。
- 地域の身近な移動手段であるバス車両のノンステップ化は、都営バスについては100％を達成しており、民営バスについても購入経費の一部を補助することにより導入促進を図っている。
- 環境性能の高いユニバーサルデザインタクシー車両の導入支援により、当初の目標として掲げた都内タクシー約5万台のうち1万台の転換を令和元年度に達成した。

イ 道路におけるバリアフリー化の進捗状況

・都道のバリアフリー化の進捗状況

＜整備実績＞

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
8km	21 km	21 km	30 km	39 km

※平成 28 年 3 月に「東京都道路バリアフリー推進計画」を新たに策定、令和元年度末時点で同計画に基づく都道の対象延長 180 kmのうち、119 kmを整備、整備率は 66.1％

・高齢者等・視覚障害者用の信号機、エスコートゾーンの整備状況

	平成 27 年度末時点 の整備箇所数	平成 28 年度末時点 の整備箇所数	平成 29 年度末時点 の整備箇所数	平成 30 年度末時点 の整備箇所数	令和元年度末時点 の整備箇所数
歩行者感应式信号機 (高齢者等感应式 信号機含む)	677 か所	677 か所	679 か所	669 か所	672 か所
視覚障害者用信号機	2,178 か所	2,336 か所	2,419 か所	2,467 か所	2,575 か所
エスコートゾーン	570 か所	580 か所	615 か所	653 か所	695 か所

【取組の成果】

- 令和元年度までに、競技会場周辺道路等、延長約 90 kmの都道のうち、約 84km（約 93%）のバリアフリー化が完了した。
- 歩行者感应式信号機、視覚障害者用信号機、エスコートゾーンの整備を計画的に推進し、横断歩道上における歩行者や視覚障害者の安全性を向上させている。

ウ 面的なバリアフリー整備

・東京都施行市街地再開発事業の実施状況

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
2 地区	2 地区	1 地区	1 地区	2 地区

・東京都施行土地区画整理事業の実施状況

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
6 地区	5 地区	4 地区	4 地区	4 地区

・「バリアフリー基本構想」の「重点整備地区」での整備状況

<基本構想策定に係る補助実績>

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
3 区	4 区	3 区	2 区	0 区

令和元年度末時点で、都内 21 区 9 市で基本構想を策定し、面的なバリアフリー整備を実施

【取組の成果】

- 事業の進捗に伴って指定地区や重点整備地区は増加しており、地区内においては、面的なバリアフリー整備に取り組んでいる。
- 指定地区や重点整備地区等のある区市町村では、面的整備のノウハウが蓄積されるとともに、ユニバーサルデザインの理念の普及啓発にも取り組んでいる。

（２） 全ての人が快適に利用できる施設や環境の整備

（施策の概要）

全ての人が安全で安心して暮らし、訪れることができるよう、建築物のバリアフリー化をより一層進めるとともに、高齢者や障害者等の当事者参加の取組により、利用者の視点に立って快適に利用できる施設や環境の整備を進めていく。

ア 建築物等におけるバリアフリー化の推進

・福祉のまちづくり条例の運用状況

＜福祉のまちづくり条例に基づく特定整備主による工事着手前の届出件数（実績）＞

平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
1,235件	1,244 件	1,217 件	1,216 件	1,234 件

・バリアフリー法の運用状況

＜バリアフリー法の新規認定件数（実績）＞

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度 ※都の認定件数のみ
25 件	22 件	18 件	13 件	9 件

・宿泊施設のバリアフリー化事業の実施状況

＜補助実績＞

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度 ※交付決定時点
8 件	10 件	5 件	14 件	36 件

・赤ちゃん・ふらっと事業

＜整備実績＞

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
99 か所	99 か所	55 か所	53 か所	37 か所

令和元末時点で、「授乳やおむつ替え等のスペース」を設置：1,533 か所

【取組の成果】

- バリアフリー法やバリアフリー条例、福祉のまちづくり条例に基づき、毎年度、相当数の建築物のバリアフリー化が進んでいる。

イ 公園等におけるバリアフリー化の推進

・都立公園の整備状況

＜福祉のまちづくり条例に沿って整備した新規開園面積＞

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
7.5ha	7.0 ha	2.9ha	6.2ha	4.1ha

【取組の成果】

- すべての利用者が安心して、快適に利用できる都立公園の整備が着実に進んでいる。

ウ 公共住宅の整備・民間住宅の整備促進

・都営住宅のバリアフリー化の進捗状況

＜建替実績＞

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
3,525 戸	3,855 戸	997 戸	2,494 戸	3,289 戸

＜既設都営住宅の住宅設備改善等実績＞

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
高齢者向け改善（※）	4,444 戸	4,162 戸	3,797 戸	3,595 戸	3,389 戸
障害者向け改善（※）	420 戸	381 戸	377 戸	282 戸	266 戸
エレベーター設置	34 基	34 基	34 基	34 基	31 基

（※）高齢者向け改善・・・高齢者からの要望を受け、玄関、便所、浴室などへの手すり設置、浴室出入口戸を中折れ戸に取替え、玄関内外部にインターホン設置、玄関ノブをレバーハンドルに取替えを行うなどの改善のこと

(※) 障害者向け改善・・・障害者からの要望を受け、玄関、便所、浴室などへの手すり設置、台所に火災・ガス漏れ警報及び遮断装置付メーターの設置、玄関内外部にインターホン設置を行うなどの改善のこと

・民間住宅のバリアフリー化の進捗状況

＜サービス付き高齢者向け住宅等の供給実績＞

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
17,528 戸	18,653 戸	19,714 戸	20,751 戸	21,764 戸

【取組の成果】

- 公共住宅や民間住宅において、ハード面のバリアフリー化のほか、福祉サービスと連携した住宅供給を促進するなど、高齢者や障害者が安全で安心して暮らせる住環境の整備が進んでいる。

(3) 災害時・緊急時に備えた安全・安心のまちづくりの推進

(施策の概要)

災害時・緊急時に高齢者や障害者等の要配慮者(※)の安全を確保するため、事前の備えや発災後の応急対策、避難所におけるバリアフリー化等の取組を推進していく。

また、日常生活の中で発生する事故の防止や、安全教育等の理解を促進するための取組など、安全対策を推進していく。

・帰宅困難者対策における要配慮者への支援

(令和元年度末時点の実績)

帰宅困難者対策ハンドブックの更新

一斉帰宅抑制普及啓発動画の配信 約 13,000 回再生

・ヘルプカード作成促進

(令和元年度末時点の実績)

作成、配布実績：52 区市町村

【取組の成果】

- 災害時における要配慮者対応の普及啓発やヘルプカードの作成で区市町村を支援するなど、災害時及び緊急時に備えた取組を進めている。

（４） 様々な障害特性や外国人等に配慮した情報バリアフリーの推進

（施策の概要）

誰もが必要な情報を適切な時期に容易に入手できるよう、情報の入手が困難な人にとっても分かりやすい様々な手段による情報提供を推進していく。

・点字による即時情報ネットワーク事業

（令和元年度の実績）

点字版 実施回数 238 回 延配布者数 23,800 人

・点字録音刊行物作成配布事業

（令和元年度の実績）

都刊行物：年間 12 種類 1 種類につき、点字：723 部 録音物：1,130 部

・東京ひとり歩きサイン計画

※ 外国人旅行者や障害者、高齢者が安心して東京の観光を楽しむように、ピクトグラム（絵文字）や多言語で表記した観光案内標識を設置するとともに、平成 26 年度改訂の「国内外旅行者のためのわかりやすい案内サイン標準化指針」に基づき、各区市町村に対して、案内サインの統一化を周知・促進する。

＜整備実績＞

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
50 基	88 基	106 基	71 基	133 基

令和元年度末時点で、448 基を整備（加えて 106 基の設置に着手）

【取組の成果】

- 障害者の福祉の向上や社会参加の促進に向けた取組を進めるとともに、ピクトグラムや多言語で表記した観光案内標識の設置など、様々な手段により情報バリアフリーを推進している。

(5) 都民等の理解促進と実践に向けた心のバリアフリーの推進

(施策の概要)

誰もが円滑に移動し、様々な活動を楽しめるまちづくりを進めるため、全ての人が平等に参加できる社会や環境について考え、必要な行動を続ける心のバリアフリーを推進していく。

・普及啓発の充実

「区市町村・事業者のための『心のバリアフリー』及び『情報バリアフリー』ガイドライン」の作成（平成 27 年度）

「心のバリアフリー・情報バリアフリー研究シンポジウム」の開催（平成 28 年度・平成 29 年度）

「心のバリアフリー普及啓発ポスターコンクール」の実施（平成 28 年度～）

「心のバリアフリーに関する事例収集及び意識調査」の実施及び高校生向けリーフレットの作成・配布（平成 28 年度）

1 都 3 県共同での障害者等用駐車区画の普及啓発活動（平成 28 年度～）

「『心のバリアフリー』の実践に向けたハンドブック」の作成（平成 29 年度）

東京都「心のバリアフリー」サポート企業連携事業の実施（平成 30 年度・令和元年度）

・身体障害者補助犬給付事業

<給付実績（盲導犬・介助犬・聴導犬）>

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
10 頭	18 頭	12 頭	8 頭	5 頭

・「駅前放置自転車」対策の進捗状況

<放置自転車等※の台数の推移> ※原動機付自転車及び自動二輪車を含む。

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
37,004 台	34,247 台	31,326 台	27,332 台	25,008 台

・福祉教育の充実

小中学校 1,901 校、都立高校 191 校で福祉教育を実施

【取組の成果】

- 心のバリアフリーに向けた様々な普及啓発に取り組むとともに、障害者の社会参加を促す取組等を進めることで都民の理解促進を図り、心のバリアフリーを推進している。

第2章 国等の動向

都の福祉のまちづくりに関わる状況は、東京 2020 大会に関連する国の動向や障害者権利条約等国際情勢とも密接に関係している。以下、近年の国等の動向を確認する。

1 「障害者権利条約（※）」の批准と国内法の整備

- 平成 26 年 1 月、国は、障害者の権利及び尊厳を保護し、促進するための包括的かつ総合的な国際条約である、「障害者の権利に関する条約」（以下「障害者権利条約」という。）を批准した。
- 従来の障害のとらえ方は、障害は病気や外傷等から生じる個人の問題であり、医療を必要とするものであるという、いわゆる「医学モデル」の考え方を反映したものであったが、障害者権利条約では、障害は主に社会によって作られ、障害者の社会への統合の問題であるという、いわゆる「社会モデル」（※）の考え方が示されている。
- 障害者権利条約の締結に先立ち、国内法令の整備が進められてきた。平成 23 年 8 月に障害者基本法が改正され、障害の社会モデルに基づく障害者の概念や、障害者権利条約にいう「合理的配慮」（※）の理念が盛り込まれた。
- 平成 25 年 6 月には、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、「障害者差別解消法」が制定され、平成 28 年 4 月に施行された。障害者差別解消法では、共生社会の実現に向け、行政機関等や民間事業者に対し、障害を理由とする不当な差別的取扱いを禁止するとともに、障害のある人が直面する社会的障壁を除去するため、本人の求めに応じて合理的配慮を行うこととしている。
- 都としては、差別解消の取組を一層進め、共生社会を実現するため、「東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例」（以下「東京都障害者差別解消条例」という。）を制定し、平成 30 年 10 月に施行した。

2 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」等の改正

- 平成 29 年 3 月、国は、東京 2020 大会での国内外からの来訪者等の増大を見据え、ホテル客室やトイレについての改修の観点等を盛り込むため、「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」を改正した。
- また、国は、平成 30 年 3 月、「移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等

の構造及び設備に関する基準を定める省令」及び「公共交通機関の移動等円滑化整備ガイドライン」を改正し、大規模駅における移動等円滑化経路の複数化や、利用状況に応じたエレベーターの複数化・大型化等を盛り込んだ。

- さらに、平成 30 年 5 月、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律」（以下「バリアフリー法の一部を改正する法律」という。）が公布された。主な改正内容としては、初めて理念規定を設け、「共生社会の実現」、「社会的障壁の除去」を明確化したほか、ハード対策及びソフト対策の計画作成や取組状況の報告及び公表などの公共交通事業者の取組の推進や、バリアフリーのまちづくりに向けた地域の取組強化等が盛り込まれた。
- 平成 30 年 10 月には、宿泊施設の客室のバリアフリー化に向けて、バリアフリー法に基づく建築物移動等円滑化基準のうち、「ホテル又は旅館の客室」に係る基準（政令）の改正を行った。
- 平成 30 年 12 月のユニバーサル社会実現推進法の公布・施行や東京 2020 大会を契機とした共生社会実現に向けた気運醸成等を受け、心のバリアフリーに係る施策などソフト対策等を強化する必要から、令和 2 年 5 月には、バリアフリー法の一部を改正する法律が公布された。この改正により、公共交通事業者など施設設置管理者におけるソフト対策の取組強化や、国民に向けた心のバリアフリーの広報啓発の取組推進、公立小中学校等バリアフリー基準適合義務の対象拡大が盛り込まれた。

第3章 東京 2020 大会を契機としたバリアフリー化の取組

都は、東京 2020 大会を契機として、当事者参画を踏まえた気運醸成や施設整備、さらに、大会後のレガシーとなり得る情報バリアフリーや心のバリアフリーの取組を進めてきた。

また、国等においては、東京 2020 大会を契機とした共生社会の実現に向けて「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」及び「Tokyo 2020 アクセシビリティ・ガイドライン」を策定し、取組を展開してきた。

以下、東京 2020 大会とその先を見据えた都の取組及び国等の動向について確認する。

1 東京 2020 大会を契機とした都の主な取組

(1) 当事者参画の取組

- 東京 2020 パラリンピック競技大会を成功させるとともに、東京 2020 大会に向けた気運醸成にあわせて、ユニバーサルデザイン先進都市東京に向けた取組を推進するため、「東京 2020 パラリンピックの成功とバリアフリー推進に向けた懇談会」を設置した。
- 施設整備の面では、大会時のバリアフリー化の指針である「Tokyo2020 アクセシビリティ・ガイドライン」を適用するとともに、都立の恒久施設が障害の有無に関わらず全ての人々にとって利用しやすい施設となるよう、「アクセシビリティ・ワークショップ」を設置し、障害者や学識経験者等から聴取した意見等を踏まえつつ、各施設のバリアフリー化を実施した。
- また、東京 2020 大会に向けて、障害者等のスポーツ活動を推進するなどの観点から、住民参加による調査を踏まえた、施設、設備のバリアフリー化改修等に取り組む区市町村を支援している。
- さらに、障害者団体等と意見交換を行いながら、モデル事業箇所で道路のバリアフリー化整備を実施している。

（２） 大会会場周辺を中心とした施設整備等

- 東京 2020 大会において、都は大会運営に係る総合的な連絡調整や会場周辺対応を行う「都市オペレーションセンター」を設置する。組織構成、機能、オペレーション等を定めた「東京 2020 大会における都市オペレーションセンター運営計画」を策定し、シティキャストによる案内や案内サイン、アクセシビリティ対応等についての対応方法を示している。
- 交通機関に関しては、東京 2020 大会会場周辺駅等におけるエレベーター等の整備によるバリアフリー化を促進し、日常の利用者及び国内外からの来訪者の円滑な移動を確保するため、鉄道事業者と連携してエレベーター等の整備に対する補助を行っている。
- また、東京 2020 大会の会場周辺の最寄駅等として観客の利用が想定される鉄道駅に、ホームドア等の整備を促進し、鉄道駅における安全性を確保するため、鉄道事業者と連携してホームドア等の整備に対する補助を行っている。
- さらに、東京 2020 大会の開催にあわせ、環境性能が高く、車いすに乗ったまま安全に乗降できるユニバーサルデザインのタクシー車両の普及促進を図っている。
- 道路に関しては、平成 31 年度までに、競技会場や観光施設周辺の都道のバリアフリー化を完了させるとともに、これまで対象としてきた駅、生活関連施設を結ぶ道路に、新たに文化施設やスポーツ施設周辺等の道路も加え、都道のバリアフリー化を推進した。
- 宿泊施設に関しては、観光振興施策の一環として、高齢者・障害者等が観光やビジネスのために、都内宿泊施設を安心かつ円滑に利用できるよう、バリアフリー化を支援している。

（３） 情報バリアフリーの推進に向けた取組

- 初めて利用する人でも分かりやすく、利用しやすいターミナル駅の実現に向けて、複数の事業者の垣根を越えた、案内サインの連続性確保や表示内容の統一、乗換えルートของ バリアフリー化等を支援している。
- 高齢者や障害者を含めた全ての人が、外出時に必要な情報を容易に入手できるよう、

都内の施設や交通機関等に関するユニバーサルデザイン情報及びバリアフリー情報を集約したポータルサイト「とうきょうユニバーサルデザインナビ」を運営している。

- 都内の公共施設等におけるだれでも使いやすいトイレの場所、バリアフリー設備等の情報をオープンデータ化し、都のオープンデータカタログサイトで公開している。
- 東京 2020 大会に向けて、日本の手話及び外国の手話の普及促進を図り、手話のできる都民を育成し、手話人口の裾野を広げている。

（４） 心のバリアフリーの推進に向けた取組

- 以下のような心のバリアフリーに向けた普及啓発冊子を作成・配布した。
 - ・「心のバリアフリー」高校生向けリーフレット（平成 28 年度）
心のバリアフリーについて自ら考え、行動に移していくきっかけとするために、国立、私立を含む都内すべての高校生（約 32 万人）を対象に、普及啓発リーフレットを配布した。
 - ・「心のバリアフリー」の実践に向けたハンドブック（平成 29 年度）
心のバリアフリーに対する理解が促進され、実践につながるよう、わかりやすい具体的な事例を交えながら解説している。
 - ・おもてなしポケットガイド「私たちにできること」（令和元年度）
国内外から多様な旅行者等を迎えるにあたり、ボランティアなど広く都民の方が、積極的に道案内や手助けをするために必要な基礎知識や、状況に応じた対応例などをまとめている。
- 心のバリアフリーの推進に向けて、従業員への普及啓発の実施などに自ら取り組むとともに、都や区市町村の取組に協力する企業等を「心のバリアフリーサポート企業」として登録し、好事例企業等の取組状況を公表した。

２ 東京 2020 大会に向けた国等の動向

（１） 「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画（※）」の策定

- 平成 29 年 2 月、国は、東京 2020 大会を契機とした共生社会の実現に向けて、

「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」をとりまとめた。

- 行動計画では、二つの柱として、国民の意識やそれに基づくコミュニケーション等、個人の行動に向けて働きかける取組（心のバリアフリー分野）と、ユニバーサルデザインのまちづくりを推進する取組（街づくり分野）をそれぞれ展開することとしている。
- また、令和 2 年に各施策が確実に実現されるよう、障害当事者が参加した評価会議を設置し、関係府省等の施策の実施状況を検証・評価し、その結果を踏まえて施策を改善することを定めている。

（２） 「Tokyo 2020 アクセシビリティ・ガイドライン（※）」の策定

- 東京 2020 大会に向けたアクセシビリティに関する指針として、平成 29 年 3 月に「Tokyo 2020 アクセシビリティ・ガイドライン（※）」（以下「東京版ガイドライン」という。）が策定された。
- 東京版ガイドラインでは、「IPC アクセシビリティガイド（※）」（以下「IPC ガイド」という。）に掲げる「公平」、「尊厳」、「機能性」の 3 つの基本原則に基づき、東京 2020 大会が、選手や観客等として訪れる全ての人にとって参加しやすい大会となるよう、競技会場や会場までの経路の整備に関する技術仕様の基準や、ボランティアなどの関係者への接遇トレーニングについて定めている。
- 大会準備を通じ、このガイドラインを関係者で共有し、大会を契機としたハード・ソフト両面の国際的な水準に基づくアクセシブルな環境整備を促進するとともに、大会を契機として、大会に直接関わらない方々を含めてこのガイドラインを活用した環境整備に幅広く取り組むことで、レガシーとして共生社会の実現を目指すこととしている。

第4章 バリアフリー化の推進に向けた課題と方向性

都のバリアフリー化の推進に向けて、第12期東京都福祉のまちづくり推進協議会において議論を重ねてきた内容を5つの項目に分類した。各項目について現状を踏まえて、更なるバリアフリー化の推進に向けた課題と方向性を示す。

1 公共交通機関や道路等におけるハード・ソフト一体的整備のあり方

（論点）※意見書完成時には削除します。

全ての人が安全で快適に移動できるよう、公共交通機関や道路等のバリアフリー化をより一層進めるとともに、誰もが利用しやすいよう、人的介助などのソフト対策を推進していくことが必要ではないか。

【現状】

- 都は、東京2020大会会場周辺駅をはじめとする鉄道駅におけるエレベーターやホームドア等の整備、都道等における歩道の段差解消や視覚障害者誘導用ブロックの設置等のバリアフリー化を推進するとともに、建築物と道路等の施設の継ぎ目を含めた面的・一体的なハード整備を推進している。
- 地域の身近な移動手段であるバス車両のノンステップ化が進んでいる。また、車椅子使用者等が利用しやすく、環境性能の高いユニバーサルデザインタクシー車両が普及しつつある。

【課題と方向性】

- 無人化した駅における夜間の車椅子使用者用トイレの施錠など、施設がバリアフリー基準に適合しながらも適切に利用できない事例が発生している。また、無人化した駅においては、鉄道事業者と連絡する手段がインターホンしかない場合に障害者等が問合せをすることができない事例など、駅員による人的介助がないために発生しうる問題がある。公共交通事業者等は、改めて、不特定多数の人が利用する公共の交通機関であるという点を認識し、誰もが利用できるよう、スロープ板の適切な操作などソフト面も含めた対応を推進する必要がある。
- バスにおいては、乗務員の正着制御やニーディング、車椅子の固定等の技術が十分でないことがある。また、タクシーにおいては、乗務員が車椅子の取扱いやスロープの設置に不慣れで、車椅子使用者の乗車に十分に対応できないことがあり、乗車拒否問題も発生している。乗務員が車椅子使用者等の乗車に関して十分に理解し、適切に対応できるよう、乗務員の研修等を実施する事業者を支援していく必要がある。また、

今後は、大型の車椅子使用者等の乗車を可能にするための技術開発が課題である。

- 令和２年のバリアフリー法改正により、公共交通事業者等が他の事業者に対して移動等円滑化に関する協議を求めた際の応諾義務が創設されたが、複数の公共交通機関が乗り入れる交通結節点における乗り継ぎ等において、移動の連続性が不十分な場合がある。交通結節点において円滑な移動ができるよう、事業者間の連携などの対策をより一層促進する必要がある。
- ハード・ソフト一体的整備のあり方を考えるにあたっては、高齢者、障害者等の当事者と意見交換などを行いながら、利用者の視点に立った整備を実行していくことが求められる。

２ 生活に身近な建築物等におけるバリアフリー化の推進のあり方

（論点）※意見書完成時には削除します。

生活に身近な建築物等のバリアフリー化について、整備基準に基づく整備に加えて、より利用しやすい施設となるよう、施設利用者等の当事者の参加を得ながら、継続的な改善に取り組むことが必要ではないか。

【現状】

- バリアフリー法、建築物バリアフリー条例及び福祉のまちづくり条例に基づき、対象施設等のバリアフリー化は着実に進んでおり、東京 2020 大会会場となる都立競技施設については、「アクセシビリティ・ワークショップ」における障害者等の意見を踏まえつつ施設整備を進めるなどの取組を実施してきた。
- 都は、高齢者や障害者を含めた地域住民による建築物等のバリアフリー化のための調査や、その意見を踏まえた改修等を行う区市町村に対する支援を実施している。
- 誰もが安心して快適に公園を利用できるよう、各法令に基づき、園路の移動円滑化、だれでも使いやすいトイレや障害者等用駐車区画（※）の整備などに取り組み、ユニバーサルデザインを基本とした公園づくりが進んでいる。

【課題と方向性】

- 既存の建築物等、建築物バリアフリー条例や福祉のまちづくり条例の整備基準の適合義務がかからない建築物のバリアフリー化が課題であり、ハード面の整備のより一

層の推進と、一人ひとりのニーズに即した合理的配慮の提供等、ソフト面の対応を強化する必要がある。

- 利用者の視点に立った整備を進めるためには、整備基準に基づく整備に加えて、高齢者や障害者等の当事者が参加して、施設や設備の使いやすさ等の調査を行い、その結果を設計や整備に反映する取組が有効である。都では、例えば、東京2020大会に向けた都立競技会場の整備にあたり、「アクセシビリティ・ワークショップ」を設置し、障害者や学識経験者から意見を聞くなどの取組を行ってきた。そうした成果を今後の整備に活かしつつ、当事者参加の仕組みの構築と施設整備をより一層推進する必要がある。
- 多くの人が訪れ、都民にゆとりや安らぎを与える公園を誰もが安心して快適に利用できるよう、引き続き、公園内におけるだれでも使いやすいトイレや障害者等用駐車区画の整備を進めるとともに、円滑に公園までたどり着けるよう、分かりやすい案内表示を設置するなど、公園までの経路も含めて環境整備を進めていく必要がある。

3 災害時・緊急時等に備えた安全・安心のまちづくりの推進のあり方

（論点）※意見書完成時には削除します。

避難所運営の支援や避難所のバリアフリー化について、新型コロナウイルス等の感染症への対策を想定した取組を進めるとともに、配慮が必要な方の感染症の感染拡大による生活への影響及び課題を把握し、必要な取組を推進することが必要ではないか。

【現状】

- 都はこれまで、区市町村が行う避難所管理運営や要配慮者対応に係る各指針を示すとともに、福祉保健・防災部門の職員を対象とした研修の実施などにより安全対策を推進している。
- ヘルプカードの作成等で区市町村を支援するなど、災害時及び緊急時に備えた取組を進めている。

【課題と方向性】

- 災害時・緊急時に高齢者や障害者等の要配慮者の安全を確保するため、福祉のまちづくりの観点も踏まえて、関係機関が連携して総合的に対策を検討していくことが課題である。

- 学校等について、平常時に障害のある児童・生徒が利用しやすいように整備することはもちろん、災害時に避難所として使用される場合に、配慮が必要な高齢者や障害者等が利用することも想定して整備を進めていく必要がある。例えば、避難所として使用される体育館等から車椅子利用者用トイレに円滑にアクセスできるよう、車椅子利用者用トイレや経路を適切に整備する必要がある。また、施設整備のみでなく、避難所となる学校等への道路のバリアフリー化も含めて面的に整備していく必要がある。
- 障害者が周囲に支援を求める手段として活用するヘルプカードの作成促進など、災害時及び緊急時に備えた取組を推進するとともに、区市町村の要配慮者の把握を促すなど、要配慮者対策を強化していく必要がある。
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、災害時に3密（密閉・密集・密接）を避ける必要がある場合を想定した対応が課題となっている。例えば、避難所において避難者の区画が段ボールで仕切られており、障害者や外国人等が周囲の状況から情報を得ることが難しい場合がある。そのため、避難所で誰もが適切な支援を受けるためには、行政等が、配慮が必要な人がいることを把握し、特性に応じた対応をする必要がある。

4 ICT の活用等による情報バリアフリーの推進のあり方

（論点）※意見書完成時には削除します。

ICT の活用等により、施設管理者等が様々な手段で情報提供を行える環境を整備しつつ、ハード・ソフトの両面において、当事者の視点に立った情報バリアフリーを推進していくことが必要ではないか。

【現状】

- 都は、外出時に必要な情報を容易に入手できるよう、バリアフリー情報を集約したポータルサイトの運営や、バリアフリーマップの作成等に取り組む区市町村への支援、オープンデータの推進等を実施することにより、情報バリアフリーを推進している。
- 国は、MaaS（マース：Mobility as a Service）（※）などの新たなモビリティサービスの活用により、都市・地方が抱える交通サービスの諸課題を解決することを目指し、日本版 MaaS の将来像や、今後の取組の方向性などを検討するために懇談会を開催している。また、都においても、MaaS の実証実験を行うなど取組を始めている。

※MaaS：地域住民や旅行者一人ひとりのトリップ単位での移動ニーズに対応して、複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせて検索・予約・決済等を一括で行うサービスであり、観光や医療等の目的地における交通以外のサービス等との連携により、移動の利便性向上や地域の課題解決にも資する重要な手段となるもの

- 都は、ピクトグラム（絵文字）や多言語で表記した観光案内標識の設置などの取組を行っている。また、旅行をするにあたって支障となるバリアや観光モデルルート情報をパンフレットやウェブサイトで情報発信するとともに、アクセシブル・ツーリズム（※）に取り組む事業者を支援することで、バリアフリー観光を推進している。

【課題と方向性】

- オープンデータ化したバリアフリー情報の民間事業者における利活用の促進など、ICT 技術を活用した情報バリアフリーを更に推進する必要がある。また、アクセシビリティに関係する情報を閲覧しやすい環境を整備する必要があり、アプリやウェブサイト等の開発段階で障害者の使用を想定し、障害者の視点を反映することが重要である。
- 今後の MaaS の普及・活用の状況を見据え、提供するバリアフリー情報の種類や内容、提供方策等を検討していく必要がある。
- 平成 30 年のバリアフリー法改正により、バリアフリー法の適合基準の遵守義務がある施設等についてはバリアフリー情報の提供が努力義務となったことから、施設管理者等の自主的な情報発信を促進する必要がある。発信する情報の内容は、ハード面に限定することなく、ソフト面の対応も含めて充実を図り、障害者等が必要とする情報内容を当事者参加で検討する取組を積極的に取り入れる必要がある。
- バリアフリー情報以外の一般情報も含め、ウェブや冊子での情報発信に当たっては、音声読み上げや文字サイズ・色合いへの配慮、多言語表記等により、情報の受け手に対するバリアフリーに配慮する必要がある。
- 外国人旅行者や高齢者、障害者を含めた全ての人が安心して東京での滞在を楽しむように、ピクトグラムや多言語で表記した観光案内標識の整備のさらなる推進や、アクセシブル・ツーリズムの普及と気運の醸成に取り組む必要がある。

- オンライン化の普及により、これまで対面での交流や集合形式での会議等への参加が難しかった障害者等の社会参加が進みつつある。一方、障害特性や経済的問題等によりオンラインによる会議等への参加が難しい人もいるため、参加者の状況に応じた対応が必要である。

5 共生社会実現に向けた心のバリアフリーの推進のあり方

（論点）※意見書完成時には削除します。

共生社会の理念を踏まえ、障害の社会モデルを理解し、意識に反映させ、具体的な行動を変えることができるよう、区市町村や事業者、当事者、当事者団体等とも連携して、心のバリアフリーの取組を効果的に推進することが必要ではないか。

【現状】

- 都は、心のバリアフリーに向けた様々な普及啓発に取り組むとともに、ユニバーサルデザインに関する学習など、区市町村や事業者等とともに人々の多様性の理解を図る取組や社会参加を促す取組を推進している。
- 平成 28 年の障害者差別解消法の施行を契機に、都は、ハンドブックの作成等により障害者差別解消法の趣旨の普及啓発に努めるとともに、東京都障害者差別解消条例を平成 30 年に施行し、共生社会の実現に向けて、パンフレットの作成や、事業者向けの法令説明会・障害及び障害者理解研修等を実施している。

【課題と方向性】

- 新学習指導要領に基づき、小・中学校で心のバリアフリー教育が実施されることを契機に、子どもの頃から心のバリアフリーを意識することができるよう、区市町村や教育部門、当事者、当事者団体等とも連携して、効果的に推進する必要がある。
- 広く都民全体に心のバリアフリーの意識が根付くよう、普及啓発冊子等による啓発活動や、心のバリアフリーの推進に向けた企業等の取組の周知などを、今後も継続していく必要がある。
- 一般トイレや一般駐車区画を利用できる人が、だれでもトイレや障害者等用駐車区画などのバリアフリー化された施設を長時間利用すること等により、真にその施設・設備を必要とする障害者等が使いづらい状況が発生している。施設や設備の実態を把

握し、適正利用に向けて、引き続き整備のあり方を検討し、普及啓発を進める必要がある。

- 施設や店舗等における補助犬使用者の受入拒否の事例があることから、補助犬使用者の受入は法律で義務付けされていることを積極的に啓発するとともに、補助犬の使用に対する正しい理解をより一層広める必要がある。
- 障害者等の抱える問題は社会全体の問題であり、障害者権利条約の考え方にに基づき、共生社会や障害の社会モデルの考え方をさらに浸透させることが重要である。あらゆる場面において全ての人が平等に参加できる社会や環境について考え、必要な行動を続ける心のバリアフリーをこれからも推進していく必要がある。

おわりに

東京都福祉のまちづくり推進協議会（以下「協議会」という。）は、東京に集う全ての人がありのままに、自らの意思で暮らし、社会参加し、自己実現を図ることができる、そのような社会の実現に向け、ユニバーサルデザインの考え方に立ったまちづくりを推進するため、これまでに多くの提言を積み重ね、都の施策を進めてきた。

今期の協議会では、当初、今夏に予定されていた東京 2020 大会を目指して展開してきたバリアフリーの取組の成果について評価を行うため、「東京 2020 大会の継承すべきレガシーと今後の課題について」というテーマで議論を開始した。

しかし、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大に伴い、東京 2020 大会が 1 年延期され、緊急事態宣言期間を経て、今まさに「ウィズ・コロナ」の時代における新たな生活様式を模索している只中にある。

協議会では、そのような状況であるからこそ、東京 2020 大会に向けたこれまでの取組を総括し、「ウィズ・コロナ」の時代にふさわしいバリアフリーのあり方について議論することが重要であることを確認し、新たに「東京 2020 大会を契機としたバリアフリー化の推進に向けて」というテーマに修正して、検討を重ねてきたところである。

今回の検討は、これまで前提としてきたものが揺らいでいるという認識のもと、既存の枠組みに当てはまらない新たな論点や、福祉のまちづくりの枠組を超え、様々な関係者への働きかけや連携が必要な論点も多く挙げられた。それらは今後の協議会で引き続き議論していくものとして、本意見具申では以下のように問題提起しておくこととする。

<新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けた日常生活について>

- 日常生活において、配慮が必要な方が安全に・安心して日常生活を送るための取組と感染防止対策をどのように両立していくかが課題となっている。例えば、要支援者を介助する際に密にならざるを得ない場合がある。また、これまで行ってきた対面での相談支援について、感染防止に配慮した実施方法とする必要が生じている。介助や相談支援が適切に行われるよう、支援者のサポートも含め、望ましい支援のあり方について検討しつつ、都民の理解を得ていく必要がある。

<新たなバリアフリーの動きについて>

- 新型コロナウイルスについての知事の記者会見で手話通訳が注目され、手話通訳の必要性が改めて認識されるとともに、手話通訳は表情や口の形が重要であることが広く一般に知られるなど、バリアフリーの推進につながる動きがあった。こういったバリアフリーの取組や考え方を定着させ、今後も積極的に広めていく必要がある。

＜新たな技術へのユニバーサルデザインの考え方の反映について＞

- 5G や AI 等の新たな技術の導入が進む中、オフィス環境、自動運転、遠隔操作等にユニバーサルデザインの考え方をどれだけ反映させることができるか、今後の可能性を探る余地がある。